

九大跡地の建物除却等工事に伴う樹木の移植が始まる！ まちづくりのルールづくりの勉強会が始まる！

1. 九大跡地の建物除却等工事が始まりました！

昨年 10 月 23 日に草ヶ江小学校（体育館）で開催された、UR 主催の跡地建物除却等工事説明会以降、いよいよ 11 月 15 日から除却等工事が始まりました。

工事にあたり、建物の壁面に足場と防音パネル等が張られています。また、正門の出入り口では、工事車両の出入りに対し、歩行者の安全を確保するため、交通整理員による誘導が行われています。UR に対し、工事に関する安全確保については引き続き要請していきます。



◆足場が全面的に設置され、防音パネルで覆われつつある本館建物(H23.1.14)



◆工事車両の出入り口となる正門と歩行者等の安全を確保する交通整理員(H23.1.14)



◆UR発注による解体工事(H22.12.20)

2. 九大跡地の除却等工事に伴う樹木の移植が始まりました！

昨年 10 月に開催した緑の説明会での取扱いに基づき、跡地内樹木の仮植地（グラウンド跡地）への移植が始まりました（現在移植工事期間中）。また、歴史性の高い青陵の泉のモニュメントやその他の記念碑の保存についても、URは積極的に取り組んでいます。

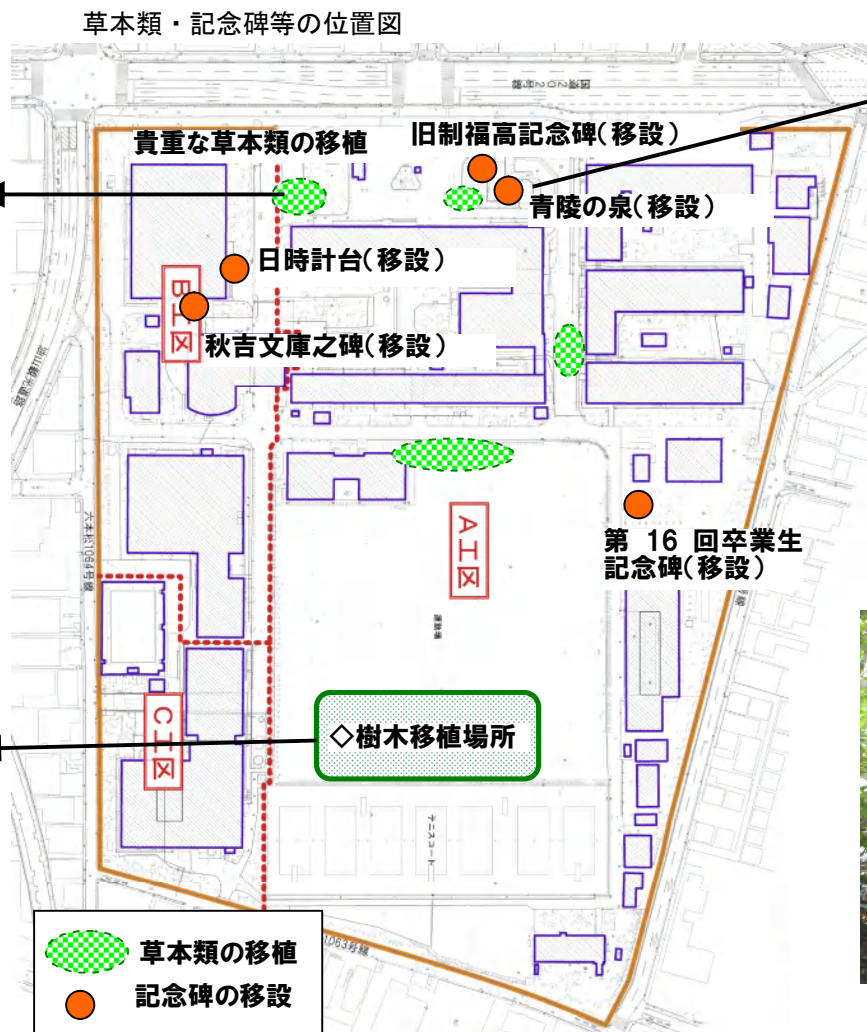
仮移植された樹木や記念碑などは、今後、跡地のまちづくりで活用される予定です。



◆本館前の貴重な草本類を表土と一緒に移植します。(表土移植) (H22.12.14)

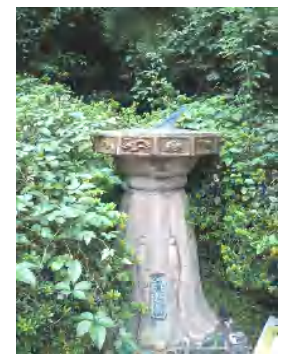


◆グラウンドに設けられた仮植地ここに樹木や表土が仮移植されています。(工事期間中) (H22.12.14)



◆青陵の泉と旧制福高記念碑の移設工事中 (H22.12.14)

◆日時計



◆秋吉文庫之碑



◆第16回卒業生記念碑

■今回の記事につき、ご意見などありましたら、草ヶ江公民館のまち協ボックスにお寄せください。

(氏名) _____
(住所) _____
(電話) _____

(ご意見) _____
提出された意見は検討会で紹介しています。

3. 跡地の中庭にある桜(ソメイヨシノ)から接ぎ穂を確保しました。

◇平成 22 年 12 月 27 日

九大跡地の本館と 1 号館の間の中庭にある桜(ソメイヨシノ)は、旧制福岡高校時代からの樹木ですが、URが行なった樹木診断の結果からも将来倒木などの恐れとする危険判定、さらに移植も困難とされることから現地保存が難しく、また、建物等除却工事に際し支障となることから、やむなく伐採せざるを得ないと判断をされた樹木です。

しかし、まち協としては、記念樹として残したい意見があったことから、UR に対し、何らかの形で残せないか要請したところ、子孫継承(接ぎ木)方法による取り組みを検討・実施することとなりました。昨年 12 月 27 日に当該桜の接ぎ穂(接ぎ木に使用する新枝)を、樹木医の先生に依頼し採取することとなりました。当日は、旧制福岡高校OBの方にもご参加いただき、まち協役員他関係者一同で元気な接ぎ穂を 100 本ほど確保することが出来ました(採取作業写真参照)。

確保した接ぎ穂は、今年春先に予定の接ぎ木作業に使用します。(接ぎ木作業の時期・参加内容等は後日お知らせします)



◆中庭にある子孫継承するソメイヨシノ(H22.12.27)



◆樹木医による接ぎ穂の採取作業(H22.12.27)



◆接ぎ穂の選定(H22.12.27)



◆当日確保した接ぎ穂(H22.12.27)

接ぎ木の方法



①穂先と反対部分を斜めに切り落とします。



②穂を台木へ挿入



③接ぎテープ巻き

4. 六本松二丁目3区のまちづくりルール勉強会を開催！～まちづくりは跡地だけではありません～ ◇平成 22 年 12 月 9 日

六本松二丁目3区地区(下図に同地区の範囲を示しています。)は、地下鉄駅の出入口やバス停が位置する等、跡地に隣接する地区の中でも特にまちづくりの期待が高い地区ですが、当地区の用途地域は商業地域であり、風俗関係施設の立地も可能です。

そこで、当地区において、安全安心で、文化的、教育的な地域拠点としてふさわしい環境の形成を図るために、「地区計画」(=まちづくりのルール)という制度を活用し、風俗営業関係店舗の立地を規制すること等に取り組んでいきたいと考え、第 1 回の地権者説明会(市内居住者対象)を平成 22 年 12 月 9 日に開催しました。9名の出席者の全員が、風営法の規制を導入することに対し、賛成のご意見でした。主な意見は以下のとおりです。

現在、当日欠席者及び市外居住の地権者の方々にアンケートを郵送しており、結果がまとまり次第、またご報告いたします。

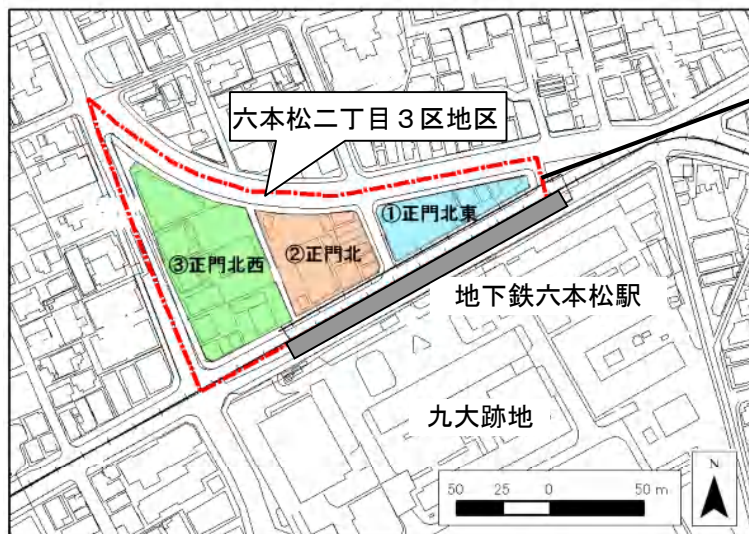


◆第 1 回地権者説明会 (H22. 12. 9)

◆当日の主な意見

- ① 子どもたちが育っていくには、風営法関係施設はない方がいい。
- ② 私が所有しているビルがある地域に風営法禁止の地区計画がかかっているが、これはこの地区の価値を上げている。今回の風営法の禁止は、ここの地権者の皆さんにとってプラスになる。
- ③ 秩序のあるまちにしたい。ルールづくりに協力していきたい。

◆六本松二丁目3区地区位置図



◆まちづくりの手順(予定)

六本松二丁目3区地区の地権者の方を対象に、まちづくりのルールの説明とこれに対する意向調査を実施し、ルール案を定めます。

①地権者説明会(併せて意向調査を実施)

②欠席者への説明資料及び意向調査票郵送

③意向調査の結果分析

④同意書の収集(地権者全員)

⑤ルール案決定

<切り取り線>

■今回の記事につき、ご意見などありましたら、草ヶ江公民館のまち協ボックスにお寄せください。(表からの続き)

(氏名) _____ (ご意見) _____

(住所) _____

(電話) _____